

件名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条の規定に基づき、同項に規定する主務大臣が定める一定の期間を定める件

○金融庁告示第 号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）附則第十五条の規定に基づき、同項に規定する主務大臣が定める一定の期間を次のように定め、公布の日から適用する。

令和二年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条に規定する主務大臣が定める一定の期間は、四年とする。